

2010年度国際法学会春季研究大会 報告要旨

(午前の部－1)

国際司法裁判所による主文の構成：その特徴と近年の変化の背景

佐藤義明（成蹊大学教授）

国際司法裁判所(ICJ)の判決文は、理由などと区別される主文(*dispositif*)を含む。主文は、特別合意に掲げられる申立または当事国が口頭手続の終わりに特定する最終申立に応えるべきものとされ、それが既判事項を規定すると説明される。そして、主文の説明は、通常、このような簡潔なもので済まされる。

国内裁判の場合には、判決主文は強制執行されるべき対象であるので、その構成が最も重要であると考えられる。それに対して、ICJの場合には、安保理が判決執行措置を決定する権限を行使しようとしてこなかったため、判決主文を取り立てて注目するよりも、理由を含む判決全体が問題とされてきたのである。

しかし、近年、ICJは、判決主文の構成について、従来に増して裁量権を広く行使するという変化を見せている。例えば、2003年の「油井やぐら事件」判決の「主文」は、結論となる文章の前に、結論にとって論理的に前提となるわけではない文章を置いており、これら2つの文章が一体として投票に付されている。

この判決は、従来ならば、判決で取り上げられるとしても、理由で扱われてきた傍論を「主文」に組み込んだのである。このような「主文」は、主文は「請求を越えず」という原則に抵触しないか？また、いわば傍論である部分も形式的に「主文」の一部として既判事項になるか？これらの問題は検討を必要とする。

ICJは、主文を構成する際に、従来から、当事国の最終申立などを認容または棄却するという機械的な処理に止めてきたわけではない。しかし、ICJは、その裁量権を「請求を越えず」という原則に照らして枠付ける判例法を形成してきたのであり、そのような枠を広げるべき理由が存在するかどうかの問題である。

また、常設国際司法裁判所は、主文の論理的な前提——傍論と対置するならば判決理由(*ratio decidendi*)——は既判事項になると述べている。ICJがこの判示を維持するかどうかはともかく、当事国の申立の棄却という結論の前提とならない傍論が「主文」に組み込まれた場合については、先例がないのである。

勧告的意見も、従来、判決に準じるものとして、「請求を越えず」という原則と整合的に構成されてきた。しかし、1996年の「核兵器使用の合法性」に関する意見が諮問事項を越える勧告を主文に含めた際に、ICJ所長は当該原則が意見には適用されないと宣言した。ここでも、ICJの裁量権は拡大される傾向にある。

この報告は、ICJの判決および勧告的意見における主文の構成の変遷をたどり、その特徴と近年の変化を指摘したうえで、それらの背景にあるであろうICJの機能——ICJに向けられる国際社会のアクターたちの期待とICJみずからの役割認識——の変遷についても考察しようとするものである。

(午前の部－２)

国家責任法における「事実上の機関」としての私人行為の国家への帰属

湯山智之（立命館大学教授）

国家責任法において国家への行為の帰属は、国際義務の違反とともに責任の成立要件を構成する。国家は団体であり法的人格であって、その機関の地位にある自然人の行為を通して行為するので、どの自然人のどの行為が「国家の行為」とみなされるかの問題が生じる。これが帰属の問題である。帰属とは国際法における国家の定義であるといえる。国家がその者の行為に対して直接に責任を負う範囲であるといえる。「事実上の機関 (*de facto* organs)」とはこの帰属の判断において、国内法上国家の機関たる地位を保持しないが、一定の事由により国家機関と認められる（その行為が国家の行為とみなされる）ものをいう。「法律上の機関 (*de jure* organs)」と対置される概念である。

帰属を決定する法が国際法であるのか国内法であるのか議論があった。例えば、Anzilotti は、国家の機関の地位は当該国家の国内法秩序によって決定されるという国内法への反致の理論を主張した。それに対し、Ago は帰属は国際法的作用であって、国内法はそのための「事実のデータ」に過ぎないと主張した。国家は国内管轄事項に含まれるものとして自由に自己を組織し機関を決定できるのであるから、第一次的には帰属の判断は国内法を参照することになる。しかし、国際法は補完的であるが最終的な役割を果たすと考えられる。国内法に違反して行われた行為の場合や国内法によらないで国家の任務を実行させた「事実上の機関」の場合には、国際法が決定的な役割を果たすことになる。「事実上の機関」の帰属が認められるのは、帰属が必ずしも国内法に依存するものではなく、国際法が独自に作用することの帰結であるといえる。

以上のような問題意識から、「事実上の機関」に関する国連国際法委員会の国家責任条文の内容及び判例の展開を検討することにしたい。国際司法裁判所のニカラグア事件本案判決は「実効的コントロール (*effective control*)」の基準を提示し、国家責任条文第 8 条も国家による「指示 (*instruction*)」「指揮 (*direction*)」「コントロール」を帰属の要件として採用した。旧ユーゴ国際刑事裁判所上訴裁判部の Tadic 事件判決はニカラグア事件の立場に異論を唱え「全般的コントロール (*overall control*)」の基準を主張した。他方で、国際司法裁判所のジェノサイド条約適用事件本案判決は、ニカラグア事件判決の立場を維持し「全般的コントロール」基準を国家責任の基準としては否定した。本報告では、このような判例の内容を紹介し検討を加え、議論のための素材を提供したいと考えている。

(午後の部－1)

「保護する責任」と主権国家レジームのゆらぎ／変容

赤根谷達雄（筑波大学教授）

「保護する責任」とは、大量殺戮や民族浄化といった著しい人権侵害が生じている際に、人々を保護する第一義的責任を負う国家がそれを防ぐ意思や能力をもたないか、国家自体が破たんして機能していない場合、国際社会が人々を保護する責任を負うという規範である。「保護する責任」は、国連のアナン事務総長の問いかけに答えるべく、人道目的の軍事的、非軍事的介入に関して考察した「介入と国家主権に関する国際委員会（ICISS）」の報告書に基づいて定義された。2005年9月の国連総会首脳会合（世界サミット）成果文書において採択され、2006年4月の国連安保理決議1674号で改めて確認された。

「保護する責任」は国連で採択されたものの、その実践が軍事介入という形をとるとき、「内政不干渉」を基本とする主権国家レジームと抵触する。また軍事介入が人道的目的を達成できるかどうかについても異論がある。さらに主権とはそもそも何であるかが問われている。主権とは国際社会の基本原則であり、様々な分野の諸々の国際レジームの基底をなす構成的規範である。主権をどう規定するかは、国際秩序／世界社会の在り方を左右する。伝統的な主権概念は「排他的、絶対的領域支配」としての国家主権であり、それに基づく近代国家システムはウェストファリア講和で確立され、今日まで維持されてきたという議論がある。他方そのような見方は「ウェストファリア神話」とも呼ぶべき誤った認識であり、主権概念は相対化される必要があるとのリビジョニストの議論がある。「保護する責任」を提案した人々は、「支配としての主権」から「責任としての主権」に、国家主権概念を再定義するよう提唱している。

国際政治学においても主権の捉え方は様々である。そして主権の捉え方は、国際社会／世界社会についての認識・把握、そしてどのような国際社会／世界社会が望ましいのかという規範論とも密接に関係している。リアリスト、英国学派、リベラルレフト、コスモポリタンなど、それぞれが独自の主権概念を提出している。「責任としての主権」概念は、リベラルレフト・コスモポリタンの国際／世界社会論と整合的であるように思われる。

主権概念は歴史的に変遷してきた。主権概念が変化する理由は様々であるが、時代の必要性、国際社会での力関係と合意、国際社会を構成する諸国家の成り立ち（constitution）の変化等の要因が関係している。今日、「責任としての主権」概念とその上に立脚する「保護する責任」規範が国際社会に登場してきた背景にも、そのような要因が横たわっており、時代の趨勢を反映している。主権とは国家・社会が作り出すものである。人々が心に抱く国家主権の意味内容が変われば、国家・地球社会の在り方も変わっていく。今日、「保護する責任」概念に対して賛否両論があるという現実には国際社会の不統一を物語っているが、大局的に時代の趨勢を鳥瞰するならば、主権国家レジームはゆらぎながら変容しつつあるのではないか。

(午後の部－２)

宇宙の探査・利用をめぐる「国家責任」の課題

青木節子（慶應義塾大学教授）

本報告は、最近の国家実行や国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を中心とする国際組織の動向に注目しつつ、国家が宇宙の探査・利用（「宇宙活動」）における「自国の活動」について有する国際的責任の態様と程度の現状を把握し、宇宙活動をめぐる国家責任の課題を抽出する。その際、特に宇宙活動において国籍の果たす機能の明確化に焦点を当てる。

2009年2月にロシアの機能を停止した軍事衛星コスモス 2251 と米国企業が運用中の通信衛星イリジウム 33 が軌道上で衝突し、2機は完全に破砕して、今後少なくとも数十年以上軌道にとどまるであろう多数のスペースデブリを放出した。米ロともに締約国である宇宙損害責任条約は、宇宙空間で宇宙物体が引き起こした損害について、過失ある「打上げ国」に賠償責任が課されると規定する（第 III 条）。しかし、この事故で損害責任を追及する場合、少なくとも①「打上げ国」の認定、および②過失の証明の2点が障害になる。コスモス 2251 の「打上げ国」の認定は容易であるが、イリジウム 33 については、「打上げ国」の存在の有無すら明確ではない。同衛星はカザフスタンからロシアのロケットで打ち上げられ、ロシアが国連事務総長に宇宙物体登録条約の要求する衛星の基本的情報（第 IV 条）を通報した。しかし、ロシアは通報のみで登録国とはならず、米国もこの衛星を登録していない。この事故を題材に、「打上げ国」、登録国、および企業の国籍国がそれぞれどのような権利義務を有するかを検討する。検討において参考例として用いる実行の1つにオランダや英国の非登録慣行がある。両国は、自国籍企業が外国から打ち上げる衛星について、自国は「打上げ国」ではないと認識するため登録はしないが、「自国の活動」として国際的責任を負うことに基づいて（宇宙条約第 VI 条）、登録によらずして衛星に管轄権および管理を行使すると主張する。1990年代以降、軌道上の衛星売買や債務不履行・企業の合併等により、衛星の所有権が国境を超えて移転する事例も増えてきた。私法統一国際協会（UNIDROIT）が起草中の宇宙資産議定書が発効する場合には、同議定書が規定する国際的権益の保護のための登録制度が成立し、衛星を管理する者の国籍国、衛星所有者の国籍国、「打上げ国」、衛星に管轄権・管理を行使する登録国の関係はいっそう不透明になる。

このような状況を憂慮して COPUOS が近年採択したいくつかの法的拘束力のない文書は、「打上げ国」認定および登録国決定の基準、ならびに「自国の活動」が国際法に合致することを確保するために国家が取るべき行動およびその基準を規定する。現在 COPUOS で作成中の宇宙の長期的持続性確保のためのガイドラインまでを参照しつつ、本報告は、宇宙活動をめぐる国家責任の課題を抽出する。

(午後部－3)

国際司法裁判所における *jura novit curia* 原則—近年の裁判例を顧みて—
杉原高嶺 (近畿大学教授)

まず、*jura novit curia* 原則の具体的意味を学説、判例をとおして明らかにする。学説上では多少の見方の違いもあるので、この点を明確にする。そのうえで、本原則が国際司法裁判所の裁判に適用されるとき、その法的根拠はどこに求められるかを検討する。裁判所自身、本原則の適用を認めている(ただし頻繁には強調していない)。その主たる根拠は同裁判所規程第 38 条 1 項の柱書にあるとみられるので、その起草経過とともに条文の意味内容を検討する。

つづいて、本原則が適用される射程、すなわち裁判所のいかなる問題の決定に適用されるか、という論点を取り上げる。この原則は、一般には適用される法の立証責任は裁判所の側に、他方、事実の証明はこれを主張する当事者の側にあるとするものである。その結果、裁判所は法の適用に関するかぎり、いずれの当事国の主張にも拘束されず、独自に適用法規を決定する権限と責任を有することになる。この権限は、本案の問題のみならず、管轄権の決定にも及ぶ。これらの点を判例上確認する。それと同時に、本原則の例外の有無をみる。すなわち、法の立証であっても、裁判所ではなく当事国の側がその証明責任を負う場合である。たとえば、地域的慣習法の存在証明はこれを主張する当事国の側が負うと言われるが、判例上でのその取扱いを検討する。また、*jura novit curia* 原則は、同じく裁判に適用される *non ultra petita rule* によって適用上の制約を受けるかどうか、両原則の関係も併せて考察する。

本報告では、以上のような *jura novit curia* 原則の具体的内容を確認するとともに、とりわけ近年の裁判における本原則の適用状況、すなわち、これを適切に実現する形で裁判が行われているかどうか、あるいは、原則と実態の乖離が拡大していないかどうか、この点の検証に重点をおきたいと考えている。